

## 令和6年第2回那珂川町議会定例会

### 議 事 日 程 (第3号)

令和6年3月7日(木曜日) 午前10時開議

- |        |         |  |        |
|--------|---------|--|--------|
| 日程第 1  | 承認第 1号  | 那珂川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について                  | (町長提出) |
| 日程第 2  | 議案第 1号  | 那珂川町デジタルわくわく未来まちづくり条例の制定について                     | (町長提出) |
| 日程第 3  | 議案第 2号  | 那珂川町公共施設整備基金条例の制定について                            | (町長提出) |
| 日程第 4  | 議案第 3号  | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について                | (町長提出) |
| 日程第 5  | 議案第 4号  | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について   | (町長提出) |
| 日程第 6  | 議案第 5号  | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について           | (町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 6号  | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について               | (町長提出) |
| 日程第 8  | 議案第 7号  | 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9  | 議案第 8号  | 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について         | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 9号  | 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 10号 | 那珂川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について                      | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 11号 | 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について                   | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 12号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について                           | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 那珂川町介護保険条例の一部改正について                              | (町長提出) |

- 日程第15 議案第14号 那珂川町公営墓地の設置等に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第16 議案第15号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第17 議案第16号 那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第18 議案第17号 那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第19 議案第18号 那珂川町健康管理センター条例の廃止について (町長提出)
- 日程第20 議案第19号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算(第8号)の議決について (町長提出)
- 日程第21 議案第20号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の議決について (町長提出)
- 日程第22 議案第21号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について (町長提出)
- 日程第23 議案第22号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の議決について (町長提出)
- 日程第24 議案第23号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決について (町長提出)
- 日程第25 議案第24号 第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業(整備工事)請負契約の変更契約の締結について (町長提出)
- 日程第26 議案第25号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第27 議案第26号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について (町長提出)
- 日程第28 議案第27号 令和6年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第29 議案第28号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第30 議案第29号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第31 議案第30号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について

(町長提出)

日程第32 議案第31号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について

(町長提出)

日程第33 議案第32号 令和6年度那珂川町水道事業会計予算の議決について

(町長提出)

日程第34 議案第33号 令和6年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について

(町長提出)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（13名）

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩
住民課長	石井里子	生活環境課長	杉本篤
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	藤浪京子
建設課長	横山和則	産業振興課長	熊田則昭

上下水道課長	加藤博行	農業委員会 事務局 局長	田角章
学校教育課長	加藤啓子	生涯学習課長	高瀬敏之

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	星学	書記	金子洋子
書記	奈良大輔		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
- 

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（益子純恵） 日程第1、承認第1号 那珂川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分  
の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

昨日、一昨日と8名の方が一般質問に登壇されまして、貴重なご提言等賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました承認第1号 那珂川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定が令和6年3月1日に施行されるに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布され、戸籍法の一部を改正する法律に係る改正規定については、令和6年3月1日から施行されました。

これに伴いまして、那珂川町手数料条例についても所要の改正を行い、令和6年3月1日から施行するため、令和6年2月9日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めらるるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町手数料条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令について所要の改正が行われたことにより、戸籍関係に新たな事務手数料を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容ですが、（1）戸籍・除籍証明書の交付の追加について。

まず、戸籍謄本等の広域交付についてですが、本籍地以外の市区町村窓口においても、戸籍謄本・除籍謄本の交付請求が可能となるものであります。戸籍謄本等の広域交付に伴い、「磁気ディスクをもって調整された戸籍及び除籍に係る書面」という表記を、「戸籍証明書及び除籍証明書」に改めるものであります。広域交付に係る手数料は、本籍地での交付と同額であります。

（2）戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の新設について。

他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行事務に係る手数料で、新たに追加されたものであります。戸籍に係る発行手数料は1件につき400円で、除籍に係る発行手数料は1件につき700円であります。

なお、マイナポータルを利用して戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の請求を行う場合は、識別符号の発行手数料を徴収しません。また、請求者が戸籍・除籍謄本と同一の戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行を同時に請求する場合は、戸籍・除籍謄本等の交付手数料のみを徴収し、識別符号の発行手数料は徴収しません。

（3）届書等情報（届書等の書類の画像情報）の証明書の交付及び閲覧の追加について。

戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報が追加されました。届書等情報の内容に係る証明書の交付

及び閲覧の手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額で、交付、閲覧ともに350円です。

4、施行期日は、令和6年3月1日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第2、議案第1号 那珂川町デジタルわくわく未来まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町デジタルわくわく未来ま

ちづくり条例について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、ICTやデジタル技術の急速な発展により、私たちの生活の中にもスマートフォンやタブレットが普及し、SNSなどの情報交換ツールを活用した意思疎通やキャッシュレス決済の頻度が拡大しております。また、新型コロナウイルスの拡大など世界的な感染症の影響により、人々の価値観やライフスタイルの変化に伴い、日々の生活や社会活動など様々な場面でデジタル技術を活用したサービスが注目されています。

それらの社会変化を背景に、国では、デジタル技術を活用した新たな社会の構築を図るため、デジタル・トランスフォーメーションを推進することとなりました。

このような中、本町においては、昨年9月に策定した那珂川町DX推進基本方針を基に、同年11月22日に本庁舎において、那珂川町議会議長及び副議長にもご出席していただきまして、那珂川町わくわく未来DX宣言を町内外に向けて宣言を行いました。今までの取組とデジタル技術を共生・変革させ、住民サービスに新たな価値観を生み出すため、今後、具体的な取組を進めるに当たり、必要な事項を規定した条例を整備するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください

1、制定の理由ですが、本条例は、デジタル情報の適正かつ効果的な活用が町民等の利便性の向上に資するとともに、本町が直面する課題を解決する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法に基づき、昨年、本町における基本理念を定め、併せて全庁的に宣言を町内外に行いました。今後、具体的な取組を進めるに当たり、町の責務と町民等の役割を明らかにし、共通理解の上、本町のDXをスムーズかつ確実に推進するため、条例を制定するものであります。

2、制定する条例名は、「那珂川町デジタルわくわく未来まちづくり条例」であります。

3、制定の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、目的に関して規定するもので、デジタル情報の適正かつ効果的な活用で、町民が幸せに暮らし続けられる町の実現を目的としています。

第2条は、定義に関して規定するもので、用語の意義を定めるものです。

第3条は、基本理念に関して規定するもので、デジタル情報の適正かつ効果的な活用を推

進するための4つの事項を掲げたものです。

第4条は、町の責務に関して規定するもので、町は、町民と連携しながら効果的な施策を実施していくとしています。

第5条は、町民等の役割に関して規定するもので、町民の方々も持続可能な社会構築に、町と一緒に努めるとしています。

第6条は、基本方針の策定等に関して規定するもので、方針及び計画を作成し、公表するものとしています。

第7条は、推進体制に関して規定するもので、効果的に事業を推進するために体制を整備するものとしています。

第8条は、その他必要な事項に関して規定するものであります。

附則は、施行期日に関して規定するものであります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 2月25日の全員協議会において、協議事項として、この条例のことがのりました。そのときに文言のことは、デジタル情報通信技術ですが、デジタル情報としてよりも技術を使ったほうがいいのではないかということと、あと、町の責務としての第4条に、デジタル利用のための能力や知識、経験が十分でない町民等への格差の是正を図るための必要な方策を講じるということを追加してはどうかということ提言させていただきました。そのときの課長答弁は、持ち帰って協議するということだったので、その協議はどのようにされたのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

全員協議会での指摘等受けたところで、持ち帰って精査したところではありますが、今回の条例については、いろいろなところの条例を参考にさせていただきましたところ、この文言で条例を制定したいと判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 精査した結果、そのままということではありますが、その文言のことに  
して、町の責務として、町は推進していきますよ、だからついてきてくださいねというこ  
ろだけじゃなくて、しっかり町民の皆さんに十分にデジタル技術を活用してもらえるように  
町も町民の皆さんへの知識、経験、能力を上げるための施策を講じていきますよというこ  
をのせるべきだというふうに進言させていただいたつもりです。その部分が条例に明言され  
ていなくとも、そういうことをしっかり包含しているということを書いていただけるような  
条例になっているのであれば、納得したいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

町の責務において、町民の資質の向上を図るべきだということだと思いますけれども、4  
条の中で、やはり総合的に推進するというので、具体的な案件については、プロモーショ  
ンプラン、そういうところでしっかり町民のサポートを支援していきたいと考えております。  
以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質問はありませんでしょうか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 文言について質問したいんですが、第3条の（4）の文章なんですけれ  
ども、この文章の主語はいろいろあって、述語は認識をすることになると思うんですけれ  
ども、こういう事業が認識をすることではなくて、「認識をもって」とか、「認識の下に行う  
こと」というのが私は文章としては正しいんじゃないかと思うんですが、意味としてはそう  
いうことなんですね。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

文言の意味ということではありますが、デジタル情報の活用に係る事業は、今後、町  
が持続可能なまちづくりを進める上で重要であるという認識を持っていますよという表現と  
認識しております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） だから、認識を持って行うということですよ。認識することそのもの  
じゃなくて、ということで私も受け取りたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣議員、答弁はよろしいでしょうか。

○6番（川俣義雅） いいです。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町デジタルわくわく未来まちづくり条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第3、議案第2号 那珂川町公共施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町公共施設整備基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この基金の設置目的でございますが、老朽化が進んでいる公共施設の改修・解体、または新設に必要な財源として確保するために設置するものでございます。目的のある基金として

設置し、その用途を明確化していくものでございます。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は、設置目的について規定するものです。

第2条は、積立てについてで、この基金へ積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めることとするものです。

第3条は、管理についてで、この基金に属する現金の保管及び管理について定めるものです。

第4条は、運用益金の処理についてで、基金を運用した際の利子等の収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、繰り入れることとするものです。

第5条は、繰替運用についてで、この基金を繰り替えて運用する場合は、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めることとするものです。

第6条は、処分についてで、この基金を取り崩す場合は、第1条に規定する事業にのみ、財源充当することができるものと定めるものです。

第7条は、委任規定です。

2ページ目に移ります。

附則は、施行期日を公布の日からと定めたものです。

以上で那珂川町公共施設整備基金条例の説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町公共施設整備基金条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第4、議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則が改正されたことに伴い、国家公務員の措置との均衡を図るため、関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。夏季休暇の使用可能期間に関して人事院規則が改正され、令和6年1月1日に施行されたことに伴い、国家公務員と同様の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。職員の健康維持や家庭生活の充実を図るため、夏季休暇の

使用可能期間を7月から9月までの期間から、6月から10月までの期間に拡大するものであります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第5、議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、日程第6、議案第5号 那賀川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、日程第7、議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について及び議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年12月定例会において、人事院勧告に基づき民間との格差を解消するため、那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例及び那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について議決をいただき、改正を行ったところでありますが、改正漏れがあったため、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案第6号の最後に添付してあります参考資料、「人事院勧告に基づく議員、町長等の期末手当及び職員の給与について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。人事院勧告に基づき、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに職員の給与に係る関係条例について、令和5年12月定例会において議決をいただき、所要の改正を行ったところでありますが、改正漏れがあったため、所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、（2）那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び（3）那珂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の以上3条例であります。

3、改正の内容であります。期末手当及び勤勉手当の増額改定の議決日が基準日である12月1日以降であったため、附則に遡及規定及び内払い規定を追加するものであります。

4、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、議案名をお示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する議案名をお示してください。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、議案第7号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部改正及び国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。子ども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部改正や国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたため、那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備による改正により、引用条項の改正や学校教育法の一部改正による引用条項の改正等となります。

また、国の基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除（第26条）、引用条項の改正（第15条）、施設の重要事項の閲覧方法の追加（第23条）、電磁的記録等による対応に関する規定の追加（第54条、第5条第2項から第6項）、文言の整理等、国の基準に準ずるものとなります。

4、施行期日は、公布の日、ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、議案第8号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。安全計画の策定等に係る規定の追加（第7条の2）、自動車を行う場合の所在の確認の追加（第6条、第7条の3）、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和（第10条）、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除（第13条）、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化（第14条第2項）、厚生労働省から内閣府への根拠規定の所管の変更（第25条）、電磁的記録等による対応の規定の追加（第50条）、文言の整理等、国の基準に準ずるものとなります。

4、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 8 号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、議案第 9 号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第 9 号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。国の基準である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。安全計画の策定等に係る規定の追加（第 6 条の 2）、自動車を運行する場合の所在の確認の追加（第 6 条の 3）、業務継続計画の策定等に係る規定の

追加（第12条の2）、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化（第13条第2項）等、国の基準に準じるものとなります。

4、施行期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第11、議案第10号 那珂川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町妊産婦医療費助成に関す

る条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、妊産婦の医療費負担を軽減し、母子保健施策を充実させるため、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「那珂川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

改正の理由であります。現在、妊産婦の医療費助成は、500円上限の自己負担分を控除し、助成しておりますが、500円上限の自己負担分を廃止し、町が負担することにより、妊産婦の医療費負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。引用条項の修正（第2条）、助成に対する自己負担分控除規定の廃止（第4条）となります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第12、議案第11号 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、ひとり親家庭の医療費負担を軽減し、ひとり親家庭支援施策を充実させるため、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。現在、ひとり親家庭の医療費助成は、500円上限の自己負担分を控除し、助成しておりますが、500円上限の自己負担分を廃止し、町が負担することにより、ひとり親家庭の医療費負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。助成に対する自己負担分控除規定の廃止（第5条）、申請期間の明文（第6条）となります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 先ほどの妊産婦医療補助とともに、このひとり親家庭の医療費補助、これは大変いいことだというふうに思います。この件に関して、何件ぐらい該当があるのか、分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

対象人数ということであると思いますが、現在、ひとり親家庭の対象人数は90人程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第13、議案第12号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準額について、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（石井里子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、「那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。第2条第3項は、課税限度額の改正で、後期高齢者支援金分について、課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものです。

第26条第1項本文は、第2条第3項の改正と同様の改正となります。

第26条第1項第2号は、5割軽減判定所得基準額の引上げで、現行の29万円から29万5,000円になります。

同条第1項第3号は、2割軽減判定所得基準額の引上げで、現行の53万5,000円から54万5,000円になります。

4、施行期日であります。令和6年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 内容について、私は疑問を持っているわけではないんですけれども、具体的に第2条第3項に該当する世帯ですか、それから、その後の26条第1項第2号と26条

第1項第3号に該当すると思われる数が分かったら教えていただきたいと思います。

住民課長。

○住民課長（石井里子） 令和5年度当初の人数をお答えいたします。

後期高齢者支援金分の対象世帯数ですが、27世帯になります。

5割軽減に該当する、こちらの人数ですが、860人、そして2割軽減に該当する人数が623人になっております。

以上です。

○6番（川俣義雅） 結構です。ありがとうございました。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第14、議案第13号 那珂川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第13号 那珂川町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法等の改正及び那珂川町介護保険事業計画の見直しにより、令和6年度から令和8年度までの介護保険料額等を改正するものです。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料1をご覧ください。

1、改正の理由であります、介護保険法等の改正及び那珂川町介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、第2条第1項は、保険料率を定める期間について「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」へ改めるものであります。

同項第1号は、引用規定を改め、所得段階第1段階に該当する方の介護保険料を3万4,200円から3万1,128円へ引き下げるものであります。

同項第2号は、引用規定を改め、所得段階第2段階に該当する方の介護保険料を5万1,300円から4万6,860円へ引き下げるものであります。

同項第3号は、引用規定を改め、所得段階第3段階に該当する方の介護保険料を5万1,300円から4万7,196円へ引き下げるものであります。

同項第4号及び第5号は、引用規定を改めるものであります。

同項第6号は、引用規定を改め、所得段階第6段階に該当する方の介護保険料を8万

5,500円から8万2,080円へ引き下げるものであります。

同項第7号は、引用規定を改め、所得段階第7段階に該当する方の介護保険料を9万2,340円から8万8,920円へ引き下げるものであります。

同項第8号は、引用規定を改め、所得段階第8段階に該当する方の介護保険料を10万9,440円から10万2,600円へ引き下げるものであります。

同項第9号及び第10号は、引用規定を改めるものであります。

同項第11号は、新たに所得段階第11段階に該当する方を追加し、介護保険料を14万3,640円とするものであります。

同項第12号は、新たに所得段階第12段階に該当する方を追加し、介護保険料を15万7,320円とするものであります。

同項第13号は、新たに所得段階第13段階に該当する方を追加し、介護保険料を16万4,160円とするものであります。

同条第2項は、所得段階第1段階に該当する方の低所得者に対する介護保険料の軽減措置後の介護保険料を2万520円から1万9,500円へ引き下げるものであります。

同条第3項は、所得段階第2段階に該当する方の軽減措置後の介護保険料を3万4,200円から3万3,180円へ引き下げるものであります。

同条第4項は、所得段階第3段階に該当する方の軽減措置後の介護保険料を4万7,880円から4万6,860円へ引き下げるものであります。

第4条第3項は、引用規定を改め、追加をするものであります。

附則第1項の施行期日は、公布の日からとするもので、第2条の規定の適用を令和6年4月1日からとするものであります。

附則第2項の経過措置は、改正後の第2条の規定は、令和6年度以降の保険料について適用し、令和5年度以前の保険料については、従前の例によるものであります。

なお、参考資料2として、所得段階別の保険料（第9期、令和6年度から令和8年度）を添付しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 所得段階11、12、13と、3段階新たに設けたということなんですけれども、一遍に3段階というのは多いような気もするんですが、何か理由があるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

このたび新たに11段階、12段階、13段階と設けました。そちらに関しましては、今まで第10段階の方は合計所得金額が500万円以上の方とされておりましたところを細分化させていただきまして、第11段階を520万円以上から620万円、第12段階を620万円から720万円未満、第13段階を720万円以上の方ということで細分化させていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） それは、なぜそういう段階を設けたのかなと思うんですけれども、段階の低いところについてはかなり値下げしていますよね。それとの見合いでそういうことになったのかと思っているんですが、どうなんでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、こちらは介護保険制度の持続可能性を確保する観点ということで、今後の介護給付の増加を見据えて、低所得者の保険料の上昇の抑制を図るために、説明させていただきました11段階から13段階まで、標準の多段階化を行いまして、高所得者の基準率を引き上げたということです。低所得者への保険料の上昇の抑制が一番の目的でございます。

以上です。

○6番（川俣義雅） 了解しました。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第15、議案第14号 那珂川町公営墓地の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町公営墓地の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町公営墓地において、管理料が滞納された場合の対応や継承者が不明となった無縁墳墓の取扱いに関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

それでは、議案書の最後に添付されています参考資料、「那珂川町公営墓地の設置等に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります。那珂川町公営墓地において、管理料が滞納された場合の対応及び継承者不明の無縁墳墓を合祀するために整備した公営の合葬墓の取扱いに関して、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容ですが、第10条第1項の公営墓地の使用許可の取消しの要件に、第3号として、管理料を3年間滞納した場合を追加するものであります。

現行の規定では、滞納者に対する対応が明記されていませんでしたが、今回の改正により、行政措置として、使用許可の取消しが可能となり、それにより、墓地の返還命令及び撤去の代執行といった対応ができるようになります。

また、第11条として、合葬墓の規定を追加しました。

同条第1項では、公園墓地内に合葬墓を設置し、町が管理すること、第2項では、公営墓地において使用許可が消滅した無縁墳墓の焼骨は合葬墓へ改葬し、墳墓は撤去すること、第3項では、前項の無縁墳墓以外の事例で、合葬墓へ埋葬する場合について、第1号で行旅死亡人、第2号で町長が特に認めた者の焼骨とすること、第4項では、合葬墓の使用料及び管理料を無償とすること、第5項では、合葬墓に埋葬する際は、原則、骨壺で10年間保存すること、第6項では、合葬墓に骨壺で埋葬して10年経過した焼骨については合祀すること、第7項では、合葬墓に合祀される前であれば、その焼骨を親族等への返還できることと規定するものであります。

第11条の追加により、第12条、使用料以下の条項につきましては、それぞれ1条繰り下げるものであります。

附則は、この改正条例の施行期日を令和6年4月1日と定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 第10条第1項第3号に相当する案件というのはあるのでしょうか、伺います、現時点で。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えします。

こちら使用者が3年間、管理料を納付しないときということで、現時点で1件ございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） そうすると、条例改正に当たって、その該当関係者に通知されると思うんですけども、その後の対応ということは、仮に滞納した分をお返しするとか、そういうことに関してはどう取り扱うのか、伺います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えします。

今回該当する1件につきましては、こちらこの事案が発生したのが令和2年度ということで、既に3年を経過している案件になります。この案件につきましては、継承者がいらっしゃらないということで、一応この3年の間に継承者を探したんですけども、該当者なしというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町公営墓地の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第16、議案第15号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第15号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、道路占用料の額について、関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、那珂川町道路占用料徴収条例の別表、道路占用料表について、道路法施行令及び栃木県道路占用料徴収条例に準拠し、道路占用料の額を改定するものであります。

4、施行期日につきましては、令和6年4月1日とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決すること  
に異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第17、議案第16号 那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正に  
ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第16号 那珂川町法定外公共物管理条例の  
一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町財務規則の細分化に伴い、本条例において引用する規則が変更と  
なるため、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますよ  
うお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、「那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正につい  
て」をご覧ください。

1、改正の理由であります、「那珂川町法定外公共物管理条例において引用する那珂川  
町財務規則の細分化により、引用する規則が変更となるため、所要の改正を行うものであり  
ます。

3、改正の内容であります、引用規則の変更に伴い、第18条中「那珂川町財務規則」を  
「那珂川町財産管理規則」に改正するものであります。

4、施行期日につきましては、令和6年4月1日とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号 那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第18、議案第17号 那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第17号 那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する

る条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員に対して在宅勤務等手当を整備したことに伴い、企業職員に対しても同様の規定を整備するため、関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

1、改正の理由であります、人事院勧告により在宅勤務等手当が新設され、一般職員において整備されたことに伴い、企業職員においても同様の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び（2）那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の以上2条例であります。

3、改正の内容であります、住居等における勤務が一定期間以上の期間について、1か月当たりの平均日数が10日を超えた場合、月額3,000円を支給する在宅勤務等手当を新設するものであります。

4、施行期日は、令和6年4月1日からとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第19、議案第18号 那珂川町健康管理センター条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第18号 那珂川町健康管理センター条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町健康管理センターは、昭和62年に設置され、住民の健康づくりや疾病予防、各種健康診査などの各種事業を実施するため設置されておりましたが、建物の老朽化や、馬頭総合福祉センターやウェルフルなかがわの整備により、保健事業の代替実施の環境が整ったため、那珂川町健康管理センターを廃止し、これに伴い那珂川町健康管理センター条例を廃止するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 那珂川町健康管理センター条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号～議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第20、議案第19号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第8号）の議決について、日程第21、議案第20号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第22、議案第21号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第23、議案第22号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第24、議案第23号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、以上5議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第19号から議案第23号、令和5年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業及び国・県等の補助事業の追加認定になったもののほか、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定、または見込み

がついたものなどを計上するものであります。

また、本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定であります。今回補正する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業のほか、戸籍情報システム改修事業など、一部年度内に完了とならない事業がありますので、繰越明許費として令和6年度に繰り越すことといたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は、普通交付税の確定によるもので、6億6,670万2,000円を増額するものであります。

県支出金は、農村地域防災減災事業費の増額のほか、生活バス路線運行費や栃木県民間住宅耐震改修助成事業費など、各種事務事業の確定等により6,665万円を増額するものとするものであります。

繰入金は、今年度の歳入について精査し、財政調整基金の繰入金を減額するほか、ケーブルテレビ事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の事業費精算確定に伴う繰入金を増額するなど4,959万5,000円を増額するものであります。

町債は、地域医療確保事業債や中学校整備事業債を増額したほか、事業費確定による道路整備事業債及び各災害復旧事業債の減額、借入限度額確定による臨時財政対策債の減額により1億1,931万円を減額するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で、老朽化が進んでいる公共施設の改修・解体または新設に必要な財源として確保することを目的とし設置した公共施設整備基金への積立てのほか、ケーブルテレビ施設光化整備事業の事業完了見込みによる合併振興基金の積み戻しなど、3億6,598万円を計上いたしました。

第2は教育費で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、令和6年度に入学・進学する児童生徒へ支援金を交付する事業費のほか、これからの町の教育及び文化の振興のために資する目的のため、教育文化基金への積立てなど、2億5,292万4,000円を計上いたしました。

第3は農林水産業費で、県補助事業の追加認定になった農業用ため池改修実施計画策定業務費を増額するなど7,165万2,000円を計上しました。

その結果、一般会計の補正額は7億1,200万円となり、補正後の予算総額は100億円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ施設光化整備事業の事業完了見込みによる施設管理運営費を減額するもので、その財源として、国

庫支出金を増額し、一般会計繰入金及び町債を減額することといたしました。その補正額は、100万円の減額となり、補正後の予算総額は13億8,900万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、財政調整基金積立金や保険給付費等交付金償還金を増額するもので、その財源として、財政調整基金利子及び繰越金、諸収入を充てることといたしました。その補正額は4,700万円の増額となり、補正後の予算総額は21億2,440万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健診事業費を減額するほか、諸支出金を増額するもので、その財源として、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金を減額し、繰越金及び諸収入を増額することといたしました。その補正額は200万円の増額となり、補正後の予算総額は2億4,020万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び過年度精算により諸支出金を増額するもので、その財源として、介護保険料、財産収入、繰越金を充てることといたしました。その補正額は1億8,300万円の増額となり、補正後の予算総額は21億9,020万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。国の補正予算措置による事業の前倒しや物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業など、本年度内の事業完了が見込めないものを繰越明許費として計上するものであります。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修事業は、マイナンバーカードへの仮名振りに伴う整備費で859万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、低所得者世帯物価高騰支援給付金事業は、非課税世帯への7万円給付事業費で702万1,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、中山間地域総合整備事業は、和見地区圃場整備事業費で260万円、農業用ため池改修実施計画策定事業は、ため池13か所の改修実施計画策定業務費

で7,150万円。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は、住宅建築物耐震建替補助金で220万円、2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道薬利後沢線及び町道上郷須賀川線の道路改良工事に係る経費及び橋梁長寿命化事業費で7,700万円、町道改良舗装事業は、町道金谷線及び町道小口長峰線の道路改良工事に係る経費で2,148万1,000円。

9款教育費、1項教育総務費、入学・進学支援金事業は、令和6年度に入学・進学する児童生徒へ交付金を交付する事業費で1,924万6,000円、3項中学校費、小川中学校施設整備事業は、体育館の照明LED化事業費で1,695万円とするものです。

以上が令和6年度に事業を繰り越すものであります。

続きまして、6ページをご覧ください。

第3表地方債補正であります。1、追加につきましては、中学校整備事業で、小川中学校体育館LED化事業に係る地方債を追加するものであります。

2、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金で限度額4,650万円に1,260万円を増額し、限度額を5,910万円とするもの、道路整備事業は、地方道路交付金事業費及び町道改良舗装事業費の確定により、限度額1億7,200万円から1,620万円を減額し、限度額を1億5,580万円とするもの。臨時財政対策債は、発行限度額確定に伴い、限度額1億5,000万円から1億1,471万円を減額し、限度額を3,529万円とするもの。災害復旧債は、一部災害復旧事業の完了に伴い、限度額5,400万円から1,100万円を減額し、限度額を4,300万円とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

補正予算書の10ページをご覧ください。

11款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は6億6,670万2,000円の増で、臨時財政対策債振替額が減額し、普通交付税が増額となったものであります。

13款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は8万7,000円の増で、県営中山間地域総合整備事業費は、和見地区圃場整備事業費の増に伴い、受益者負担分を増額するもの。2目災害復旧事業費分担金の補正額は146万1,000円の減で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、事業費の確定により減額するものです。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は36万9,000円の増で、子どものための教育・保育給付費は施設型給付費の増によるもの。2目衛生費国庫負担金の補正額は

1,000万円の減で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、事業完了見込みによる減であります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は2,986万4,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,052万円は、低所得者世帯物価高騰支援給付金事業として非課税世帯に3万円を給付した事業完了見込みにより、精算交付を受けるもの。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,659万4,000円は、入学・進学支援金事業に係るもの。個人番号カード交付補助金275万円は、戸籍情報システム改修事業に係るもの。

4目土木費国庫補助金の補正額は、1,852万2,000円の減で、道路橋りょう費補助金、1,637万7,000円の減は、それぞれ地方道路交付金事業費1,076万7,000円の減及び道路メンテナンス事業費561万1,000円の減で、事業費の確定によるもの。住宅費補助金214万5,000円の減は、それぞれ地域住宅交付金事業費200万円の減及び住宅・建築物耐震改修等事業費14万5,000円の減で、事業費の確定によるもの。

6目教育費国庫補助金の補正額は514万9,000円の増で、学校保健特別対策事業費は89万3,000円の減で、各小中学校の感染症対策品購入事業費の確定によるもの。

11ページに移ります。

学校施設環境改善交付金は604万2,000円の増で、小川中学校体育館LED化事業に係るものであります。

7目災害復旧費国庫補助金の補正額は228万7,000円の減で、農地・農業用施設災害復旧事業費の確定によるものです。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は151万9,000円の減で、保険基盤安定費167万5,000円の減は保険基盤安定費の確定によるもの、子どものための教育・保育給付費15万6,000円の増は施設型給付費の増によるものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は713万2,000円の減で、生活バス路線運行費はコミュニティバス運行事業及びデマンド交通運行事業交付金の額確定によるもの。

2目民生費県補助金の補正額は232万3,000円の増で、こども医療費207万3,000円の増及びひとり親家庭医療費25万円の増は、受診率の増加による各事業費に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は7,427万4,000円の増で、農業委員会活動費291万3,000円の増は、農地利用最適化交付金交付額の確定によるもの。国有農地等管理処分事業費13万9,000円の減は事業費確定によるもの。農村地域防災減災事業費7,150万円の増は、農業用ため池改修実施計画策定事業に係るもの。

6目土木費県補助金の補正額は137万2,000円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費130万円の減及び栃木県民間住宅耐震診断助成事業費7万2,000円の減は事業費の確定によるものであります。

3項1目総務委託金の補正額は7万6,000円の増で、栃木県議会議員選挙費の確定によるものであります。

12ページに移ります。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入の補正額は680万円の増で、上宿分譲宅地土地売払収入であります。

18款寄附金、1項2目総務費寄附金の補正額は3,113万7,000円の増で、ふるさと納税寄附金は3,103万7,000円、地域振興基金10万円は一般寄附であります。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は7,750万1,000円の減で、歳入状況を精査し、減額するもの。6目奨学基金繰入金の補正額は175万2,000円の減で、貸付金の確定によるもの。9目森林環境整備基金の補正額は700万円の増で、森林環境整備事業費確定見込みによるものであります。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は467万円の増で、令和4年度事業清算による特別会計からの返納金。2目介護保険特別会計繰入金の補正額は1,717万8,000円の増で、令和4年度事業清算による特別会計からの返納金。3目ケーブルテレビ事業特別会計繰入金の補正額は1億円の増で、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定見込みによる特別会計からの返納金であります。

13ページに移ります。

21款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は53万8,000円の増で、繰上償還によるものであります。

5項4目雑入の補正額は668万9,000円の増で、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費97万7,000円は事業費確定によるもの。栃木県市町村振興協会市町村交付金563万円はハロウィンジャンボ宝くじの収益を市町に交付する交付金で、額の確定によるもの。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金過年度返還金8万2,000円は、介護福祉施設等整備事業費に係る介護施設からの過年度返還金であります。

22款町債、1項2目衛生債の補正額は1,260万円の増で、地域医療確保事業債は南那須地区広域行政事務組合病院負担金の発行限度額確定によるもの。3目土木債の補正額は1,620万円の減で、道路整備事業債は地方道路交付金事業費及び町道改良舗装事業費の確定による

もの。5目臨時財政対策債の補正額は1億1,471万円の減で、発行限度額確定によるもの。6目教育債の補正額は1,000万円の増で、中学校整備事業債は小川中学校整備事業に係るものであります。

8目災害復旧債の補正額は1,100万円の減で、農地・農業用施設及び林業用施設、観光施設、中学校施設災害復旧事業費の確定によるものであります。

14ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は902万5,000円の増で、職員人件費1,372万5,000円の増は、職手当特別負担金、総務管理費470万円の減は、会計年度任用職員の雇用人数が年度当初見込みより減少したため、共済費を減額するもの。6目公共交通確保対策事業費の補正額は1,388万3,000円の増で、生活バス路線運行費及びデマンド交通、コミュニティバス運行費の確定により、補助金を増額するものであります。

2項1目企画総務費の補正額は839万1,000円の減で、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金はケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定見込みにより繰出金を減額するもの。2目まちづくり費の補正額は90万円の増で、ふるさと納税により小砂芸術展への交付金を増額するもの。

4目財政調整基金等費の補正額は3億4,829万1,000円の増で、減債基金費2,721万1,000円の増は、臨時財政対策債などの起債償還のための財源を確保するために積み立てるもの。地域振興基金費2,108万円の増は、ふるさと納税及び一般寄附金等を積み立てるもの。合併振興基金費1億円の増は、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定見込みにより、基金への積み戻しを行うもの。公共施設整備基金費2億円の増は、老朽化が進んでいる公共施設の改修・解体、または新設に必要な財源として確保するために積み立てるものであります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は275万円の増で、マイナンバーカードへの仮名振りのため、戸籍附票システム等の改修委託料であります。

15ページに移ります。

5項2目栃木県議会議員選挙費47万8,000円の減は、栃木県議会議員選挙の事業費確定によるものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は1,025万3,000円の増で、福祉基金費900万円の増は、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるもの。後期高齢者医療費203万3,000円の減は、医療給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の確定によるもの。地域づくり推進事業費328万6,000円の増は、令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費の

過年度返納金。2目障害者福祉費の補正額は634万2,000円の増で、障害者福祉諸費は、令和4年度障害者医療費国庫負担金及び令和4年度障害者自立支援給付費等県負担金の過年度返納金。3目老人福祉費の補正額は61万7,000円の減で、敬老会費70万円の減は、事業の確定により、報償費を減額するもの。介護福祉施設等整備事業費8万3,000円の増は、令和3年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の過年度返納金であります。

2項3目児童措置費の補正額は400万円の減で、児童措置諸費は、施設型給付費の増に伴い負担金を100万円増額するほか、那珂川町子育て世帯生活支援特別給付金事業費の確定により補助金を500万円減額するもの。

16ページに移ります。

4目母子福祉費の補正額は600万円の増で、こども医療費550万円の増及びひとり親家庭医療費50万円の増は、受診率の増加により扶助費を増額するものであります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は7,303万2,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は事業完了見込みにより報償費を減額するほか、令和3年度及び4年度の事業費清算による国庫過年度返納金であります。

2項1目ごみ処理費の補正額は390万円の減で、ごみ収集運搬業務費は町指定ごみ袋購入事業費の確定による減額であります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は56万5,000円の増で、農業委員会活動費70万4,000円の増は、農地利用最適化交付金確定により農業委員の報酬を増額するほか、地域との有休農地等の話合いの場を設けることによる農業委員への報償費及び農地現況地図の印刷製本費を増額するもの。国有農地等管理处分事業費13万9,000円の減は、事業費の確定により、消耗品費及び委託料を減額するもの。2目農業総務費の補正額は73万8,000円の減で、農業総務諸費は、庁用車購入事業費の確定によるものであります。

17ページに移ります。

5目農地費の補正額は7,150万円の増で、農地諸費は農業用ため池改修実施計画策定業務委託料で、財源の前倒し交付により、補正により対応するものであります。

7目中部中山間地域総合整備事業費の補正額は32万5,000円の増で、県営中山間地域総合整備事業費として、和見地区圃場整備事業及び北向田地区宮本集落道整備事業負担金の確定による増額であります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は458万8,000円の減で、住宅・建築物耐震改修等事業費は、事業費の確定によるものであります。

2項1目道路橋りょう総務費の補正額は700万円の減で、道路橋りょう総務諸費は、道路照明LED化事業の事業費確定によるもの。3目道路新設改良費の補正額は3,363万円の減で、地方道路交付金事業費2,423万円の減は事業費の確定により、委託料、土地購入費及び物件補償費を減額するもの。町道改良舗装事業費940万円の減は、事業費確定による物件補償費を減額するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は1,906万2,000円の増で、物価高騰に対する支援として、令和6年度に入学・進学する児童生徒へ交付金を交付する事業費で、小学校入学者及び中学校入学者並びに高校進学者の計307名分の交付金のほか、需用費、18ページに移りますが、役務費を増額するもの。奨学金運営費18万4,000円の減は、貸付額の確定により貸付金を減額するほか、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるものであります。

2項1目小学校管理費の補正額は100万8,000円の減で、小学校管理諸費は学校保健特別対策事業として感染症対応消耗品購入事業費の確定により減額するもの。

3項1目中学校管理費の補正額は77万8,000円の減で、中学校管理諸費は学校保健特別対策事業として感染症対応消耗品購入事業費の確定により減額するもの。3目学校施設整備費の補正額は1,695万円の増で、小川中学校施設整備費は、体育館の照明LED化事業による工事監理業務委託費のほか、工事請負費を増額するものであります。

4項1目社会教育総務費の補正額は2億2,169万8,000円の増で、教育文化基金費は、ふるさと納税による寄附金及び財産処分に係る積立金を積み立てるもののほか、これからの町の教育及び文化の振興のために資する目的のため、積み立てるものであります。

19ページに移ります。

5項2目保健体育施設費の補正額は300万円の減で、体育施設維持管理費は、実績見込みにより各体育施設の光熱水費を減額するものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は1,200万2,000円の減で、事業費確定によるもの。2目林業用施設災害復旧費の補正額は200万1,000円の減で、事業費確定によるものであります。

3項1目観光施設災害復旧費の補正額は239万5,000円の減で、事業費確定によるものであります。

4項1目公立学校施設災害復旧費の補正額は405万円の減で、事業費確定によるものであります。

20ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表地方債補正であります。1、変更は、ケーブルテレビ事業においてケーブルテレビ施設光化整備事業費がおおむね確定したことにより、限度額を5億円から5,100万円を減額し、限度額を4億4,900万円とするものです。

8ページをご覧ください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

3款国庫支出金、1項1目総務費国庫補助金の補正額は5,839万1,000円の増で、那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る補助対象事業費の増額に伴い補助金を増額するもので、無線システム普及支援事業費等補助金544万8,000円は、光化整備事業のうち情報通信基盤の整備に対する補助金。放送ネットワーク整備支援事業費5,294万3,000円は光化整備事業のうち放送施設の整備に対する補助金であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は839万1,000円の減で、工事請負費の減に伴い、減額するものであります。

7款町債、1項1目ケーブルテレビ事業債の補正額は5,100万円の減で、光化整備事業費の減に伴い、減額するものです。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は100万円の減で、うち役務費850万円の増は、令和5年度の光化整備事業のための電柱共架に係る手数料、使用料及び賃借料150万円の増は電柱共架料、工事請負費1億1,100万円の減は、光化整備事業費等の確定によるもの、繰出金1億円の増は光化整備事業費確定による減額分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 説明の途中でありますが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 零時 22分

再開 午後 1時40分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

午前中に引き続き議案第19号から第23号の審議を続けます。

住民課長。

○住民課長（石井里子） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は3,909万円の増で、前年度繰越金であります。

9款諸収入、2項8目雑入の補正額は791万円の増で、概算払いにより支払った令和4年度保険給付費の精算金であります。

8ページ、歳出に入ります。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は3,199万9,000円の増で、国民健康保険事業費納付金等の財源に不足が生じた場合に充当できるよう積立てをするものであります。

8款諸支出金、1項3目保険給付費等交付金償還金の補正額は1,500万1,000円の増で、過年度保険給付費等交付金の精算による返納金であります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は824万4,000円の減で、保険料の精査によるものであります。

2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は532万7,000円の増で、保険料の精査によるものであります。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は284万6,000円の減で、後期高齢者健診事業の実績等によるものであります。

2目保険基盤安定繰入金の補正額は223万3,000円の減で、保険基盤安定制度負担金の額

の確定によるものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は964万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は34万8,000円の増で、実績の見込みによるものであります。

8ページ、歳出に入ります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は17万2,000円の減で、保険基盤安定制度負担金の額の確定及び保険料納付金の精査によるものであります。

3款後期高齢者健診事業費、1項1目後期高齢者健診事業費の補正額は249万8,000円の減で、実績の見込みによるものであります。

4款諸支出金、2項1目繰出金の補正額は467万円の増で、前年度繰越金の一般会計への繰出金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書7ページをご覧ください。

事項別明細書により、歳入から説明いたします。

1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料の補正額は420万7,000円の増で、第1号被保険者の異動及び所得段階の変更による増額です。

○議長（益子純恵） 休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億7,879万3,000円の増で、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出に移ります。

6 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金の補正額は6,389万7,000円の増で、介護報酬改定や介護サービス等の利用の増加による給付費への影響に備え、積み立てるものです。

8 款諸支出金、1 項 2 目償還金の補正額は1 億192万4,000円の増で、令和4年度分介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金に対する国及び県負担金の清算による返納金です。

2 項 1 目繰出金の補正額は1,717万9,000円の増で、同じく令和4年度分介護給付費、地域支援事業費及び事務費に対する一般会計繰入金の清算による返納分です。

以上で那珂川町一般会計補正予算、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

9 番、益子明美議員。

○9 番（益子明美） 普通交付税の歳入ですね。

○議長（益子純恵） 会計名は一般会計でよろしいでしょうか。

○9 番（益子明美） すみません、一般会計で質疑をさせていただきます。

10ページの歳入で1 項 1 目の地方交付税が臨時財政対策債の減によって戻ってくる分と合わせて6 億6,670万2,000円入っております。例年でしたらば、財政調整基金に積み立てるところが、今回は財調には積み立てずに各公共施設整備基金、または教育文化基金等に積み立てているのかなというふうに予測しますが、この普通交付税で増額している部分を振り分けた内訳を教えてくださいたいと思います。1 点です。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

今回、地方交付税6 億6,670万2,000円増額したわけでございます。振り分けた内容ということで、公共施設整備基金、今回新たに基金を設置しまして、そちらへ2 億円、あと教育文化基金、こちらには小中学校の体育館に空調設備を入れるための原資とするための予算ということで、こちら2 億2,000万円ほどの積立てをするということで、そちらに振り分けて

おります。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

○9番（益子明美） 令和6年度に即必要になる部分として、新たな基金で積み立てるのは望ましいこととは思いますが、財政調整基金への積立分というのが今回全くないわけで、その辺については、財政課としてどういった考え方の下に行われたか、伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

財政調整基金のほうに振り分けされなかった理由ということなんですけれども、ここ近年、財政調整基金が増額となっております。これは全国的な状況でありまして、特に中山間地域におきましては、財調が増加しているという国からのご指摘もございまして、目的を持った基金に振り分けたものでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する会計名をお示してください。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第19号 令和5年度那珂川町一般会計補正予算（第8号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第25、議案第24号 第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第24号 第1期那珂川町ケーブルテレビ施

設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本契約の変更は、令和5年6月に議決を得ております第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）について、工事費を964万7,000円減額し、請負金額を9億6,605万3,000円とするものです。

今回の変更内容は、伝送路設備において、幹線から加入者宅までの引込みに使用する光ファイバーケーブルの延長が施工実績により減少したため、変更契約を行うものです。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 補足説明を申し上げます。

お手元の参考資料をご覧ください。

変更契約の概要について、まず、1、内容の（1）当初契約についてですが、工事名は第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）です。

契約の方法は、一般競争入札です。

契約金額は、9億7,570万円です。

契約の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2-21-1、日本電通株式会社、代表取締役社長、戸谷典嗣です。

（2）変更契約の内容ですが、変更請負金額が9億6,605万3,000円で、減額が964万7,000円となります。

2、主な変更理由ですが、伝送路設備において、幹線から加入者宅までの引込みに使用する光ファイバーケーブルの延長が施工実績により減少したため、契約の変更を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号 第1期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第26、議案第25号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第25号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町カタクリ山公園について、特定非営利活動法人山野草保存会を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 補足説明いたします。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者

の指定について」をご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地は、那珂川町カタクリ山公園、那珂川町三輪1153番地ほかになります。

主な施設の概要につきましては、記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県那須郡那珂川町三輪1151番地4、特定非営利活動法人山野草保存会、理事長、板橋了寿となります。

次に、3の指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間になります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設の維持管理及び運営に関する業務のほか2項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いについてですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を設定して収入として収受、管理運営に充当するなど、3項目になります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として年額180万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯ではありますが、募集方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募としております。

令和5年12月26日に申請書を受付後、書類審査により審査した結果、特定非営利活動法人山野草保存会は、長年にわたる管理経験と山野草に関する知識が非常に優れており、効率的かつ効果的な公共サービスが見込まれると判断しまして、指定管理候補者として選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第27、議案第26号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第26号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町当温泉源泉施設について、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 補足説明いたします。

議案書の最後に添付してあります参考資料、「まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について」をご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在は、まほろばの湯湯親館、那珂川

町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館、那珂川町営温泉源泉施設になります。

主な施設の概要につきましては、記載のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県那須郡那珂川町小川1065番地、株式会社まほろばおがわ、代表取締役、小松重隆となります。

次に、3の指定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間になります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び設備の維持管理等に関する業務については、施設を正常に使用できる状態の維持など記載の7項目、その他として、緊急時の対応策など記載の4項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いについてですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を規定して収入とし収受、管理運営に充当するなど、3項目となります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として年額1,600万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯ではありますが、募集方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募としております。

令和5年12月25日に申請書を受付後、書類審査により審査した結果、株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯湯親館等を管理運営するため、町のほか、商工会、農協などが出資して設立した会社であり、平成14年の開館から長期間にわたり管理運営を行ってきた実績を踏まえまして、効率的かつ効果的な公共サービスが見込まれると判断しまして、指定管理候補者として選定いたしました。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号～議案第33号の一括上程、説明

○議長（益子純恵） 日程第28、議案第27号 令和6年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第29、議案第28号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第30、議案第29号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第31、議案第30号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第32、議案第31号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第33、議案第32号 令和6年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、日程第34、議案第33号 令和6年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第27号から議案第33号、令和6年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算、下水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

日本の経済情勢は、緩やかな回復基調にあり、企業の業況や収益の改善が続いている一方で、こうした企業部門の好調さが賃金や投資に必ずしも回っておらず、消費や投資といった内需が力強さを欠いた状況であります。海外景気の下振れリスク、物価上昇の影響等には十

分注意が必要であること、令和6年能登半島地震の被災地域を中心に経済に与える影響に十分留意する必要があるとされています。

国の令和6年度一般会計予算であります。基本方針における基本的考え方及び骨太方針2023に沿って、足下の物価高に対応しつつ持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と、民需主導の持続的な成長に向け、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、少子化対策・子ども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算を講じたところ、前年度比1.6%減の112兆5,717億円としました。

栃木県の令和6年度当初予算におきましては、中期的な視点に立った財政運営を基本にしつつ、行革プランに掲げた取組を実行しながら、令和6年度政策経営方針に基づき、「とちぎ未来創造プラン」及び「とちぎ創生15戦略」の着実な推進を図るとともに「とちぎ少子化対策緊急プロジェクトの推進」などの重点事項を積極的に展開する予算として、前年度比4.7%減の9,328億円となっております。

本町の令和6年度当初予算につきましては、国の経済対策等と連動し、新たな行政課題に取り組むとともに、「第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画」及び「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる各種施策を着実に推進していく予算を計上いたしました。

また、予算編成においては、町の厳しい財政状況を踏まえ、事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を厳正に検証しつつ、限られた財源を有効に活用する観点から、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止など不断の事業見直しやスクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式の考え方を取り入れ、町民の負託に応える施策の展開のための財源を確保し、持続可能で強固な予算編成に取り組んでまいりました。

さらに、今までの取組とデジタル技術を共生・変革させ、全ての町民が効率性や利便性を高めることのできる環境を整備すべく、デジタル・トランスフォーメーションを推進してまいります。

令和6年度の主な事業としましては、第2期ケーブルテレビ施設光化整備事業や各小・中学校の体育館に空調設備を整備する事業費のほか、和見集会場駐車場整備事業費などを計上いたしました。

その他、新規の事業としましては、町民生活の効率性や利便性を高めるため、マイナンバ

ーカードを活用した窓口申請システムや電子入札システム、子育て支援アプリを導入し、DXを推進していきます。加えて、認定こども園の給食費を減額する事業のほか、町内商店街の活性化のため、地元消費喚起対策事業を実施する経費などを計上いたしました。

その結果、一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計を合わせた予算額は159億9,546万7,000円となり、前年度と比較して7億376万7,000円、4.6%の増となりました。

それでは、予算の主な内容について、説明申し上げます。

まず、一般会計の予算額であります、89億円で、前年度と比較すると3億5,000万円、4.1%の増となりました。

一般会計の歳入であります、町税は、個人住民税において、生産年齢人口の減により1,100万円の減額といたしました。

地方譲与税は、森林環境譲与税において、令和6年度配分予定額の増により500万円の増額といたしました。

地方交付税は、普通交付税において、臨時財政対策債国予算額が減額したことによる現金交付分の増を見込み、1億円の増額といたしました。

分担金及び負担金は、認定こども園の給食費減額事業及び第2子保育料免除事業などによる負担金の減を見込み、1,426万4,000円の減額といたしました。

国庫支出金は、デジタル・トランスフォーメーションの推進事業費にデジタル田園都市国家構想交付金を活用するほか、障害者地域生活支援事業費の増により3,380万6,000円の増額としました。

県支出金は、県営処分場に係る地域支援交付金の歳入見込みが年度途中で確定することから、補正対応とするため4,905万8,000円の減額としました。

財産収入は、令和5年度に購入した栃木県債の運用益を見込み、531万4,000円の増額としました。

繰入金は、事業の確実な推進と町民負担への影響を避けるため、財政調整基金から繰り入れるほか、地域振興事業や福祉事業、奨学金事業などへ基金からの繰入れを行うこととして17億5,008万4,000円を計上しました。

町債の発行額につきましては、地方道路交付金事業や町道改良舗装事業のほか、消防施設整備事業、公園整備事業、庁舎整備事業などに充当するため、交付税への算入率の高い過疎対策事業債を起債することとし、臨時財政対策債を含め3億440万円を計上いたしました。

この増額の主な要因は、第2期ケーブルテレビ施設光化整備事業や小・中学校体育館空調

整備事業によるものであります。

続きまして、令和6年度予算の主要施策について、新規事業及び主な事業を中心に説明資料により説明いたします。

説明資料の4ページをご覧ください。

まず、「1、快適に暮らせるまちをつくる」であります。が、(2)都市基盤の整備のうち、③公園緑地の整備では、馬頭公園の改修工事に向けた、測量及び計画査定業務委託料及び老朽化した馬頭公園のトイレを改修するための設計委託料を計上いたしました。

④宅地の整備では、引き続き移住定住を促進するため、未利用公共施設を活用した、分譲宅地整備のための費用を計上いたしました。

(3)生活基盤の整備のうち、④消防防災・交通安全・防犯基盤の整備のうち、消防施設整備事業では、小口地区及び小川地区のポンプ車更新費用を計上いたしました。

5ページに移ります。

⑤情報通信基盤の整備では、第2期ケーブルテレビ施設光化整備事業に必要な経費を計上するほか、マイナンバーカードを活用した窓口支援システムを導入する経費を計上いたしました。

⑦空き家対策では、特定空家と指定された空き家の解体補助金を計上いたしました。

「2、元気で明るく暮らせるまちをつくる」の(1)医療・保健の充実では、健康づくり推進事業で、屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業のほか、健康増進計画策定のための必要な経費を計上いたしました。

また、母子保健事業で、1か月児健診費用助成事業及びおたふく風邪予防接種費用一部助成事業のための必要な経費を計上いたしました。

(2)高齢者福祉・社会福祉の充実では、6ページに移りますが、地域づくり推進事業において、分野を問わない相談支援など、他機関協働による支援を実施するため、重層的支援体制を整備するほか、地域福祉計画策定に必要な経費を計上しました。

(3)児童福祉・子育て支援の充実では、放課後児童クラブ運営事業について、その利用料を子どもの利用人数に応じて減免する事業を実施するほか、子育て応援ガイドブックのt e - t o - t e - t oのデジタル版を作成する経費を計上いたしました。

「3、人を育むまちをつくる」の(1)学校教育の充実では、7ページに移りますが、夏の暑い時期でも安心して授業を行えるよう各小・中学校の体育館に空調設備を整備する経費や、小川小学校屋上貯水槽更新工事や馬頭中学校配膳室改修工事設計業務委託など施設の整

備費のほか、中学校の部活動地域移行に向けた経費を計上いたしました。

(2) 生涯学習の充実では、各種教室や講座の開催など、社会教育の推進や公民館活動を推進するための経費などを計上しました。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興では、パラスポーツを推進するためのイベントを開催するための経費や総合体育館の電気照明を改修するための設計業務委託料のほか、老朽化した各体育施設の今後の在り方を検討するため、体育施設再編計画を策定するための経費を計上いたしました。

(4) 文化の振興では、文化振興の充実及び芸術文化活動の推進に係る経費のほか、劣化が著しい馬頭広重美術館の屋根を改修するため、その設計費を計上いたしました。

8ページに移ります。

「4、活力をおこすまちをつくる」の(1)農林水産業の振興では、農業基盤の整備や畜産振興などの事業費を計上いたしました。

農業振興事業で、地産地消学校給食事業の対象を拡大させるほか、林業の振興では、引き続き八溝材の利用拡大と移住・定住の促進のための木材需要拡大事業を実施するとともに、森林環境整備事業では、里山管理業務のための経費を計上しました。

(2) 商工業の振興では、農業・商工・観光連携の下、地元特産品のブランド化を推進するほか、商店街の活性化のため、地元消費喚起対策のための経費を計上しました。

9ページに移ります。

(3) 観光の振興では、観光PRに係る事業費を計上するほか、各観光施設等の管理運営費を計上するとともに、当町に訪れる観光客の統計を取るための調査費を計上しました。

「5、人と自然が共生するまちをつくる」の(2)生活環境の保全では、ごみ収集対策、し尿処理対策の経費を計上しました。

(3) 循環型社会の構築では、生ごみ堆肥化事業のほか、低炭素まちづくり推進設備等導入事業では、電気自動車、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等への補助金を計上しました。

「6、ともに考え行動するまちをつくる」の(1)行財政の健全化では、新規事業として、電子入札システムを導入する経費を計上しました。

(2) 住民参加・協働の推進では、産学官連携事業、地域おこし協力隊事業の経費を計上しました。

(3) 地域間連携・交流の促進では、「ふくろう協定」を締結しております東京都豊島区

と引き続き交流を図るほか、秋田県美郷町に教育関係者、スポーツ推進委員を派遣し、視察交流を実施する経費を計上いたしました。

10ページに移ります。

「7、まちづくりの重点プロジェクト」のうち（1）『雇用の創出』推進プロジェクトでは、町内に働く場を確保し、雇用の創出に係る施策として、企業立地奨励事業や雇用促進奨励事業に係る費用を計上いたしました。

（2）『結婚・出産・子育て』推進プロジェクトでは、結婚し、安心して子育てができる環境の整備に係る施策として、結婚促進事業や不妊治療費助成、産前・産後サポート事業のほか、子育て世帯を支援するためアプリを導入する事業や育児パッケージ贈呈事業を拡充し、子育て世帯を今以上にサポートしていきます。さらに、認定こども園においては、現在第3子の保育料を免除する事業を実施しておりますが、その事業を拡充し、第2子の保育料を免除する事業を実施するほか、学校給食費の減免事業と併せて、認定こども園の給食費を減免する事業を実施するなど、子育てにやさしい環境をつくるための経費を計上いたしました。

（3）『新しいひとの流れ創出』推進プロジェクトでは、観光モニターツアー事業を支援し、人口減少対策に取り組む経費を計上いたしました。

（4）『住めばみやこ』推進プロジェクトでは、時代に合った地域をつくり、安心・安全な暮らしを守るための施策として、ケーブルテレビ繰出金のうち、第2期ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る経費を計上したほか、地域防災計画に基づく防災対策事業、町民の健康づくりを促進する事業を位置づけ、住みよいまちづくりを目指す経費を計上いたしました。

「8、その他」では、令和6年度予算において、デジタル・トランスフォーメーションへの取組と位置づけた事業を再掲いたしました。

11ページに移ります。

特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。第2期ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る経費を計上したほか、指定管理者業務委託料や道路改良工事に伴うケーブル移設工事に係る経費が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。保険給付費や国民健康保険事業納付金のほか、保健事業に係る経費が主なものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業に係る経費が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業の一般介護予防事業及び包括的支援事業に係る経費が主なものであります。また、年齢を重ねても自立した暮らしを続けていくための健康づくりを推進するため、フレイル予防として、脳と体の健康維持アプリを導入する経費を計上いたしました。

12ページに移ります。

公営企業会計について説明いたします。

水道事業会計であります。原水設備及び配水設備の維持管理や建設改良に係る経費が主なものであります。

最後に、下水道事業会計であります。施設の維持管理や管路耐震補強工事に係る経費が主なものであります。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に推進することになりますが、全職員一丸となって努力してまいる所存でありますので、議員の皆様におかれましても建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。私の所信と令和6年度予算の提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第33号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提

出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま、議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長が共に決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集いたします。

---

#### ◎休会について

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

3月8日から3月17日までの10日間は、予算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月17日までの10日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

3月8日から3月17日までの10日間は本会議を休会といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時36分